

第四章 「享元絵巻」の世界

第三節 宗春政治の展開と終熄

1 宗春前期の政治

奇抜な演出

宗春は藩主になるとただちに、独自の積極的政策を展開する。しかし数年後の享保二〇年（一七三五）頃から政策転換を余儀なくされる。そこで、この転換より前を宗春前期とし、以後を宗春後期として、まず前期の政治をみてみよう。

宗春が藩主の地位に就くと、まず江戸藩邸の雰囲気さがらりと変わった。家臣の長屋などから遊芸の音曲・鳴物などが賑やかにきこえ、門の出入りも昼夜差別なく自由になった。歌舞音曲や屋敷の門限についての制約が取り払われたのである。

そのような中で享保一六年（一七三一）三月『温知政要』を書き上げた宗春は、四月一二日藩主としてはじめて名古屋にお国入りした。家臣領民の前に現れた新藩主の姿は、人々をあっと驚かせるいでたちであった。駕籠ではなく馬に乗り、浅黄（水色）の頭巾に鼈甲の丸笠、それも笠のふち二方が巻煎餅のように上へ巻き上って、まるで唐人笠のようなものをかぶり、衣服は黒で足袋も黒——それは彼が異色の人物であることを印象づけるのに十分な異装であった。

その後も彼の異装は、エスカレートしていく。まず定光寺など諸寺諸社に参詣のとき、宗春は白い牛に鞍を置き、真っ赤な着物を着てこれに乗るのが常であった。頭には例の唐人笠をかぶり、手には五尺（約一六〇センチメートル、ときにはこれが二間すなわち約三六〇センチメートルもの長さになることもある）ばかりもある長いきせるをもち、長すぎて一人ではもてないから、先の方を奥茶道衆にかつがせて、たばこをふかしながら出かけたという。真っ白な牛に真っ赤な衣服、その上、超特大の長ぎせる——、何とも派手な演出である。「条々」に述べた衣服は自由であるという観念を、このような形でみずから表現してみせたものと考えることもできよう。また長ぎせるは、かつて「かぶき者」と呼ばれた反体制的な人々が好んで用いたものであった。宗春には、かぶき者の心情も理解できる面があったのかもしれない。

いずれにせよ宗春のこのいでたちは彼のトレードマークとなり、やがて彼をモデルにした歌舞伎「傾城夫恋桜」まで登場する。そこでは、牛に乗り、長ぎせるをもった若殿が遊廓にあらわれるのである。ちなみに、宗春の肖像画は現在のところ一枚もみつっていない。上方の人気役者市山助五郎扮するこの若殿の役者絵（写真4-16および4-17）が、不十分ながら、宗春の姿絵に代わる役割を果たしている状態である。

このように藩主みずから派手な服装を身にまとったので、家臣や領民の風俗も、これにならって華やかなものになっていったのは当然であった。

第四章 「享元絵巻」の世界

第三節 宗春政治の展開と終熄

1 宗春前期の政治

祭礼・芝居・おどり

お国入りした宗春がまず命じたのは、四月一七日の名古屋東照宮祭礼を賑やかに挙行することと、武士の芝居見物を許可することであった。東照宮祭礼は前藩主継友時代に、節約のため、神輿の行列に従う警固の数が半分に減らされるなど簡略化されていたのを、以前と同じ華やかな行列にさせた。その後広井天王崎神社（現 洲崎神社）の祭礼の際、堀川に巻藁船を浮かべるなど、他の祭礼も華やかにしていった。

武士の芝居見物は以前から禁止されており、享保八年（一七二三）からは、芝居小屋の入口に、刀を差した者と冠り物をした者の見物を禁ずる旨の札が立てられていた。ほかおかむりや編笠姿で芝居小屋に入る武士が少なくなかったからである。宗春はこの札を取りはずさせたばかりか、大脇差を差した武士を芝居見物に行かせたので、武士たちは、われもわれもと芝居見物に出かけるようになり、芝居小屋も日々繁昌に向かったという。

この年六月、宗春は自分の考えをさらに人々に周知させるため、「御側風説書」という書付を側向の者に与えた。その第二条には、「見物の場所に出かけることは、武芸や家業を怠らず、気分転換のために行儀よく見物するならば、少しもかまわない」と記されている。一般に芝居などの興行は、従来から領主の許可を必要とし、興行許可を得るのは容易ではなかった。しかし、各地で興行許可を求めようとする動きが盛んになっていた。このような中で宗春は、右のような考えから、芝居見物を自由化し、芝居の興行を大幅に認めたのである。

その結果、名古屋の各地に芝居小屋が立ち並んだ。宗春時代の名古屋の賑わいを絵画で表現したものに「享元絵巻」（本巻付図）がある。広小路以南の本町通りを中心に描いているが、そこにも若宮八幡、清寿院、七寺などの境内そのほかに櫓をあげた芝居小屋が数多く描かれている。芝居小屋は、今まで菰張り、葭津囲いの簡便なものしかなかったのが、常芝居の立派な劇場が作られるようになり、「江戸や上方にもないほどだ」と京や大坂から来演した歌舞伎役者が驚くほどであったという。上方役者それも名優の来演はひきもきらず、そのため、かえって名古屋の地芝居和泉十三郎座は敗退せざるを得ないほどであった。なお宗春自身も家臣の屋敷で歌舞伎を見物している。こういった歌舞伎の隆盛については第一章で詳しく述べることになる。

宗春はまた、おどりを非常に好んだ。なかでもあるときなど、城下の町々から約二〇〇もの盆おどりを次々に下屋敷（中区新栄にあった藩の屋敷）に繰り込ませ、宗春は親しくこれをみて銀五枚、三枚、一五枚などと褒美を与えたという。各町から下屋敷まで、笛、太鼓、三味線などを鳴らし、打ちばやしで練り歩いてきたというから、その賑々しさが想像されよう。

第四章 「享元絵巻」の世界

第三節 宗春政治の展開と終熄

1 宗春前期の政治

遊廓の公許

宗春は、芝居とともに町を賑やかにするもう一つの方策として、遊廓を公許した。享保一六年（一七三一）九月西小路（現 中区）に遊廓開業の許可がおりたのを皮切りに、翌一七年にかけて、富士見原（現 中区）、葛町（現 中区）の遊廓が営業を開始し、この三カ所が三廓と呼ばれた。その他にも城下や町続の端々からも遊女町開業の願が提出され、願のとおり許可されたから、水主町、天王崎門前、巾下新道、飴屋町、綿屋町、古渡などなど、あちこちに遊女屋が開業した。

享保改革の風俗取り締まりと改革の緊縮政策による不況で営業が成り立たなくなっていた各地の遊女たちが、続々と名古屋に集まった。上方などから集まった女に、地元の者も含めて、少なくとも七〇〇名以上の遊女が、当時これらの色街にいた。宵ともなれば弦歌のさざめきに吸い寄せられるように廓の門をくぐる男たち、提灯をともした駕籠で乗りつける者もあり、張見世の遊女たちをひやかしながら廓の中をぞめき歩き、あるいは廓の中の芝居小屋で夜芝居を楽しみ、時には舞台で踊る遊女たちの踊りに目を奪われ、夏には夜ごとの打ち上げ花火——今まで田舎風の質素な生活になじんでいた名古屋の人々にとって、その賑やかさ、華やかさは夢のようであったと思われる。芝居や祭礼と並んで、このような遊廓の賑わいが、多くの人々を名古屋に惹き付け、町を活気づけたことは確かであった。なお、三廓の様子は「享元絵巻」にも詳しく、いきいきと描かれている。

従来、尾張藩では、藩祖以来、遊廓は禁止されており、私娼は存在したが、それは取り締まりの対象であった。このような伝統を破って宗春が遊廓公認に踏み切ったのはなぜか。まず享保一六年の前述「御側風説書」第一条に、「公儀で許可していることはすべて尾張藩でも許可する」、第二条に、「国に禁令が多ければ、万事隠れておこなうようになる」とあって、幕府が吉原などの遊廓を認めている以上、尾張藩でも認めてよいという考えと、売春は禁止したところで、陰でおこなわれるのであるから公認した方がよいという考え方が、まず土台としてあったようである。

しかし最も根本的な理由は、同じ年の八月に宗春が家中に示した「御咄書」に、「すべて人というものは、老若を問わず、心にしまりとゆるみがなくては仕事を勤めることができない。中でも好色は本心の真実から出るものであるから、食事をするのと同じことである。それゆえ、そのための場所がなければ、男女ともしまりがなくなり、平常召し使う女も遊女のようになり、自然と不義密通も多くなり、家の内もととのわず、国の風俗まで悪くなるものである。このたび、見物所や遊興所を免許せしめたのは、諸人の気晴しのためであり、相応の楽しみができることによって、いさかいなどもなくなり、田舎風の土気を離れて、人々が都会風になり、武芸・家業・家職に励むようになることを期待してのことである」とあるように、好色を人の本能として認め、それを満足させる場所を人々に与えようということにあった。本能を肯定し、人間性を尊重しようという考え方は、荻生徂徠にもみられるが、それを遊廓に結び付けたのが宗春であった。そこに宗春の人権思想の限界が露呈しているといわざるを得ないが、宗春のために若干弁護する余地があるとすれば、彼自身、一夫一婦の家庭の幸せを知らずに育ち、一方で下級の遊女の悲惨な生活も知らず、遊廓を認めることで貧しい女性に生計の道を与えることができると考えていたかもしれないということであろう。

人間には仕事の他に遊びが必要であることを明言し、それを家臣・領民に与えようとしたことも、すぐれた着想である。ただ、それが遊廓という形をとったのは、惜しまれる。その点では飛鳥山などに桜の木を植えて花見の場所とした吉宗の方に軍配を上げざるを得ないであろう。

第四章 「享元絵巻」の世界

第三節 宗春政治の展開と終熄

1 宗春前期の政治

賑わう名古屋の町と商い

このように遊廓や芝居が人を集めるとともに、さまざまの商売が名古屋で盛んになっていった。いろいろな食べ物売られるようになったのもこの時期である。広小路から橘町にかけての本町通りが、当時最も賑やかな通りであったが、そのあたりを中心に、幾世餅、姥が餅、赤福餅、姫まんじゅう、御手洗だんご、木の芽田楽、あわ雪豆腐、蕎麦切り、うなぎの草摺焼などが売られ、うどんを食べさせる温飩屋やもあり、奈良茶（煎茶で炊いた塩味の飯に茶をかけて食べるもの）やどじょう汁を供する茶屋もあるという具合であった。このような商店のいくつかは、「享元絵巻」にも登場する。なお、幾世餅は江戸から、赤福餅は伊勢から進出してきたもので、赤福餅には、当時まだ貴重品であった砂糖がたくさん入っていると評判であった。

このような小商売ばかりではない。京都の大丸屋は以前から少しずつ名古屋での商いを始めていたが、享保十九年（一七三四）には名古屋に家屋敷を求めて、正札どおりの現金売りで呉服商を営み、利益を挙げた。近江からきた松前屋も、同様に呉服商として現金商いを手広くおこなった。このような状況をみて古くからの名古屋商人の中にも、時流に遅れまいと経営方針を改める者もあり、呉服小間物問屋であった伊藤屋（のちの松坂屋）は、元文元年（一七三六）に呉服太物小売業に転じ、現金商いを採用して、以後の発展の基礎を築いた。

宗春時代に名古屋の経済的発展がめざましかったことは、第四章第一節で引用された『青窓謾筆』の押切村庄屋一東理助上書に、老人から聞いた話として、「昔は御城下も一向質素静かで、全く一通りの田舎であったが、章善院様（宗春のこと）の代に繁華にお取り立てになり、章善院様のおかげで、金銭も他所から集り、大商人や富裕の者が多くなり、諸々の商いが大いに繁昌した。今までは何でも京都の町人から仕入れていたが、以後は京都仕入れが衰微し、何でも名古屋で事足りるようになった。章善院様の繁華にお取り立ての政策のおかげで、名古屋は三都に続く大都会となった」とあることから明らかであろう。誇張もあると思われるが、京仕入れが衰えたというのであるから、商業だけでなく製造業においても、名古屋や周辺の発達が著しかったとみてよいであろう。同書はさらに続けて「名古屋の繁盛賑合で近国からしたたか金を引き付けたので、京都の商人が衰微した程であった」と述べ、当時名古屋で「名古屋の繁華に京がさめた」といわれたことを紹介している。

このようにして他国は享保改革下の不況にあえいでいるときに、尾張藩領だけは空前の活気に沸いていたのである。第四章第一節で指摘されているように、名古屋が一大商工業都市として発展する下地は、すでに継友時代にあったのではあるが、宗春時代にさらに飛躍的発展を遂げたといえよう。それをもたらした宗春の人気は、いやが上にも高まった。「老若男女貴賤を問わず、このような面白い世に生まれあわせたのは前世の利益であろう、仏菩薩が再来し給うた世の中か」（『夢之跡』）とありがたがったという記述や、「世の人はこぞって（宗春を）希代の名君だと評判し（中略）周公（中国古代の理想の君主）孔子といえどもこれにすぎることはあるまいと感涙を流した」（『元文世説雑録』）という記事は、それをよく伝えている。

第四章 「享元絵巻」の世界

第三節 宗春政治の展開と終熄

1 宗春前期の政治

闇の森心中事件

享保一八年（一七三三）のこと、飴屋町花村屋の遊女小さんと、日置の畳屋喜八が闇の森八幡社（現 中区）で心中を図るという事件が起こった。二人とも生命をとりとめたが、当時幕府では享保八年の法令によって、心中して男女とも生き残った場合は厳しい刑罰が科せられることになっており、当時継友が藩主であった尾張藩も、同年、この法令を藩内に触れていた。しかし、すでに宗春の時代である。小さんと喜八は、途中の経過については諸説あるものの、その後夫婦になることができた。吉宗は当時流行していた心中を非常に嫌い、厳しく罰したのであったが、宗春はこの点でも吉宗の方針をまねることなく、温情ある処置をとったのである。

この心中事件は評判になり、ちょうど名古屋に来演していた豊後節の祖宮古路豊後掾は、これを新作浄瑠璃に仕組み、「睦月連理戀」と題して、黄金葉師（現 中区円輪寺）で上演して、広小路が狭小路になったといわれるほどの大当たりをとった。彼は間もなくこの曲をひっさげて江戸に進出、江戸でも豊後節の大流行を招くが、江戸では前述享保八年の法令の第二条によって、心中事件を絵草紙や歌舞伎狂言などに仕組むことが禁ぜられていたのであって、やがて豊後節は弾圧を受けることとなる。宗春治下の名古屋であったからこそ、心中物新作浄瑠璃が堂々と上演できたのであり、後の常磐津、清元、新内などのもととなった豊後節の形成に、宗春治下の名古屋が貢献していたことになる。

第四章 「享元絵巻」の世界

第三節 宗春政治の展開と終熄

1 宗春前期の政治

お咎め三カ条

将軍吉宗は、宗春のこのように幕府の政策を無視した奔放な政治を放置していたわけではなかったようである。享保一七年（一七三二）五月二五日（九月ともいう）、吉宗は江戸藩邸にいる宗春のもとに、小姓組番頭滝川播磨守元長と目付石川庄九郎政朝の二人を遣わし、三カ条の詰問をつきつけた。このことは『享保尾州上使留』などにみえているが、それを偽書とみる説もある。しかし、このときの詰問と反論は多くの史料に載せられており、ここでは事実とみて話を進めることとする。なお今後の検討が必要であろう。

第一、国元ならともかく、江戸において派手に物見遊山しているのはよくない。

第二、今月五日、六日、まだ披露目もすんでいない嫡子万五郎のために、端午の節句祝いに、旗や幟を飾って町人にまで見物させたのはよくない。とくに権現様の御旗まで立てたとのこと、見物の町人らの中に服穢（喪中の者の穢れ）の者もいるかもしれないのに軽率ではないか。なお端午の節句の旗幟については、後年の名古屋城内でのそれを描いた小田切春江の絵（写真4－22）がある。宗春が江戸藩邸でおこなったのも、このような飾りであったかと思われる。

第三、公儀からの仰出を守らず、とくに儉約令を守らないのは、公儀の次に位置する三家の身として許されないことではないか。

これに対して宗春はいちおう謝罪の言葉を述べたものの、世間話にかこつけてみずから思うところを兩人に対して語った。まず最初に宗春は、権現様は将軍と尾張・紀伊を御三家と定められたのであって、尾張藩と幕府とは同格であると述べる。いうまでもなく御三家とは通常、尾張・紀伊・水戸を指すのであって、江戸時代を通じてそのような意味で用いられていたのであるが、幕初には幕府・尾張・紀伊を御三家とする観念も存在していた。宗春はこれをもち出すことによって将軍を牽制したといえる。次いで宗春は、三カ条のそれぞれについて、内々の話と断りつつもすべて反論した。

第一の点については、自分は江戸では慎しみ、国元では遊山をするような裏表ある態度はとらない。

第二の点については、大略、次のように反論する。神は穢れを嫌い給うということはない。権現様は仏様と同様、慈悲心の深い方である。御旗を拝むのは、天下の万民が権現様の徳を誇りに思って、老若男女が治世を楽しむためであり、権現様もよろこばれるであろう。どうして穢れを吟味なさることがあろうか。天子が清涼殿で能舞を御覧になるとき、庭前の白洲には京中の男女が集まる。その数百人の中には、忌服の者（喪中の者のこと）もあろうが、誰も気にしない。在位の天子は神よりも御位が貴くてあられるとか、それでも穢れを論じたまわらない（したがって東照大権現も穢れを論ぜられることはないはずである）。

ここでは、神は穢れを嫌わないと述べていることと、天皇を東照大権現よりも上位に位置づけていることに注目したい。幕府服忌令は、自己より上位の存在に穢れを及ぼしてはならないという、いわば穢れのヒエラルキーを構築することによって幕藩制国家秩序を補強しようとするものであった。したがって、神である東照大権現こそは最も穢れを嫌うものとして位置づけられていたのである。宗春の反論にみられる穢れについての観念は、幕府の服忌のシステムと全く相反するものであり、もし本当にそれが宗春の意見であるとすれば、宗春は幕府の服忌制度に対する批判を述べたといえる。

東照大権現は天皇より位が下であるとの発言は、東照大権現の神号が天皇によって与えられるものである点をみれば、そのとおりなのであるが、あえてそれを指摘することによって、将軍はもちろん、東照大権現の権威まで相対化してしまっている。これまた将軍への牽制であるといえよう。

第三の点については、宗春は儉約の本義を説いて逆襲する。真の儉約は、上に立つ者が儉約することによって下の者を貪らず、万民の心を安んずることである。自分は影日向なく華美な生活をしているが、華美はかえって下々の者の助けとなっているのだ。そのおかげで、町人には加役をかけず、百姓には年貢を薄く取り、藩札を発行して諸人を

苦しめることもしていない。先代の借金を返しこそすれ、新たに借金はいしていない。これが本当の儉約である。（ただし、この点は事実と反する。後に述べるように宗春は、継友から黒字の藩財政を受け継ぎながらこれを赤字に転落させたのが実態である。）

そこでは、吉宗の儉約政策が幕府の財政回復のためであって下々のためのものではないことを厳しく衝くとともに、上の者が華美な生活をする事で下々が潤うのだという「浪費の経済論」ともいうべき主張をおこなっている。それは大石慎三郎の解説によれば、「封建社会では領主が生産者である農民から、そのほとんどすべての剰余労働部分を年貢として吸い上げるが、当時の財政機構では今日のような諸政策をとおしてそれを下に再配分するシステムをもっていない。したがって上に偏在する富は、領主の個人的な華美・放縦・浪費といった一見非道德的な方法でしか、これを下に還元することができない」（『江戸転換期の群像』）ということなのである。

このような宗春の反論が吉宗に伝わらなかったはずはないと思われるが、このとき吉宗はこれを黙殺した。そして宗春もその後二、三年の間、政策を変更することなく、名古屋の町はますます華やいでいったのである。

第四章 「享元絵巻」の世界

第三節 宗春政治の展開と終熄

2 宗春後期の政治と彼の失脚

遊興徘徊の禁止から遊廓・芝居の縮小へ

このように積極的に町を活気づける政策をとってきた宗春も、やがてみずからの路線を変更せざるを得なくなる。宗春によって突然無制限に与えられることになった芝居や遊廓の楽しみは、一方では町の繁栄を推進するものであったが、他方で、それに溺れて武芸・家業をおろそかにし、争いごとを起こしたり、困窮におちいたりする人々を生み出し、風俗の悪化を招いた。その上、宗春のはなはだしい浪費は、藩の財政を破綻させつつあった。宗春が発足させた独自の政策は、行き詰まりをみせてきた。

政策変更のきざしは、享保一九年（一七三四）四月、藩士に対して遊行（興）所徘徊を慎しむことを命じた（『御日記頭書』、ただし『遊女濃安都』はこの仰出を享保二〇年とする）ときからみえ始めた。翌二〇年三月二八日には、家臣に対して遊所見物所すなわち遊廓や芝居場所を徘徊することを、はっきりと禁止した。以前から宗春は、遊興は、あくまでも武芸・家業に励んだのちの楽しみとして認めるのだと「御咄書」などで諭していたし、膝だけ白い紺股引をはいた側組足軽二人に町中を巡回させて、人々が逸脱しないよう気を配っていたのであったが、そういったことでは間に合わなくなってきたのである。

さらに翌享保二一年（元文元年）三月には、家中・寺社・百姓・町人に対して、「遊所見物所を免許して風俗も温和になるかと期待したが、過分の金銀を使い捨て、奉公の勤めを欠く者が多い。他の批判ももだしがたいので、遊女や茶屋女を置くことを禁止すべきかと思う程である」と警告した上で、同月、「西小路・富士見原・葛町の三廓を廃止する。しかし突然のことで難儀をする者も多いであろうから、憐愍の上、右三か所のうち、いずれか一か所につぼめて営業することを許す。芝居は、古来あった分はそのままよいが、新規の芝居小屋は取り払うように」との法令を発した。そして追い打ちをかけるように同じ月に「京都大坂伊勢から招き寄せた遊女茶屋女を、四月中旬までに残らず送り返すように」との命令を出したのであった。

ところが期限切れ二日前の四月一八日、西小路から火災が起こり、遊廓の多くを焼いた。このため西小路はもちろん富士見原・葛町の茶屋も撤退し、三廓の地はもとの空地になってしまった。撤退した業者の多くは、橘町・門前町・日置村などに引っ越して、料理茶屋の名目で密かに遊女を置いていたのである。

なお享保二〇年九月、将軍吉宗から尾張藩主宗春に薬用人参（いわゆる御種人参）七本と甘草一〇本の苗が下賜された。ちょうど宗春が政策転換をはかった時期のことである。藩ではこれを御下屋敷薬園に植えて大切に育て、やがて栽培に成功する。栽培が宗春の意志によるものか、藩の重臣の意志によるものかさだかではないが、宗春が好んで住居とした下屋敷に植えたことからみて、やはり宗春自身が将軍と融和してゆく方向に政策を転換したことの一つのあらわれとみてよいであろう。

第四章 「享元絵巻」の世界

第三節 宗春政治の展開と終熄

2 宗春後期の政治と彼の失脚

橘町役所と借上金

しかしそれでも宗春は、独自の路線を全くあきらめたのではなかった。藩主となって宗春が打ち出して来た政策は、藩の行政機構を担っている重臣たちにとって、とてもついて行くことのできるものではなかった。まして幕府と対立するに及んでは、藩の存在そのものがおびやかされるという危機意識を、重臣たちはもったであろう。とりわけ藩初から付家老として、とくに幕府から尾張藩に付属せしめられ、藩主を補佐するとともに藩主の言動が幕府の政策に違反しないよう輔導することを任務とした成瀬・竹腰両家は、ことごとに宗春に諫言し、彼の行動を制約したと考えられる。このため宗春にとって、旧来の藩の行政機構を通じて彼の政策を実現することは、ほとんど不可能であった。宗春はみずからの小姓であった星野織部を取り立て、用人から側同心頭、年寄役並と昇進させ、石高も五〇〇〇石にまで加増したのであるが、それだけではとても重臣らに対抗できるところまではいかなかった。

宗春は権力基盤を確立する必要を感じ、旧来の行政機構とは別個に、藩主の意向を直接実行に移すための機関として、橘町役所を元文二年（一七三七）一〇月開設した。宗春側近の五十人頭幡野弥兵衛、側足輕頭千村新平の二人を長（吟味役）とし、配下の足輕には「吟」という字を付けた羽織を着せて町を巡回させた。かつての理想を表現した「仁」は、取り締まりの象徴である「吟」に変わってしまい、人々に恐れられるようになった。役所の主たる活動は警察活動で、役所前で追放刑が執行されているから、刑罰権も行使したらしい。しかも旧来の役所の裁許を再吟味する権限も持ち、旧来の行政機構を骨抜きにするものであった。そうしなければ自己の政策を実現できないことを、宗春が痛感したからであろう。しかし現場では混乱が生じだし、新役所の陣容は貧弱で、旧来の組織に対抗できるようなものではなかった。その上、旧来の行政組織を担っていた重臣らの反撃も、当然予想されるところであった。

またこの頃になると、宗春の放漫財政の結果、藩には多額の赤字が累積されてきていた。その上、養女近姫の婚礼のための費用も必要となり、ついに元文二年六月には領民に借上金を課すことになった。すなわち蔵入地の村々からは、年末に徴すべき堤銀を担保として村々高割で計金四〇〇〇両を、給知の村々からは利息を付ける約束で文銀四〇〇〇両を借り上げたのである。さらに同年一二月には、員数金と称して、村々から年貢米を担保に一万両を借り上げた。未曾有のことである。その点でも宗春の政治は、すでに慈と忍の仁政ではなくなっていた。

第四章 「享元絵巻」の世界

第三節 宗春政治の展開と終熄

2 宗春後期の政治と彼の失脚

重臣によるクーデター

翌元文三年（一七三八）三月、宗春は参勤交替のため江戸に赴いた。その留守を幸いに六月、評定所へ一役一人ずつが呼び集められ、家老から驚くべき指示が出された。「新規に仰せ付けられた御用（すなわち宗春が命じたこと）は、お差し止めになった。今後は古来（すなわち宗春より前）の通りに取り扱うこと。今まで（宗春の）御内意を伺っていたが、今後はその必要はない。今後は前々の通りすべて老中（家老のこと）に申し達すべきである」（「夢之跡」）と。宗春の政治のすべてを家老が否定し、今後はすべて家老の指図で政治をおこなうことを宣言したのである。家老らが藩主の藩政に関する実権をすべて奪ったのである。これはまさにクーデターというべきものであった。幕府においては綱吉から吉宗に至る時期、従来の譜代大名（老中）合議制を骨抜きにして、將軍専制政治への道が開かれていったのであるが、宗春もまた藩主専制政治を目指して、家老らの反撃により見事失敗してしまったといえよう。このような政変は、もちろん藩の重臣だけでできるようなことではなかった。宗春の独走に危惧の念を抱いた重臣らが、幕府の後押しを得て決行したことであった。中でも付家老竹腰志摩守正武は、元文元年江戸詰となって以来、老中松平乗邑と接触して宗春を退隠させる方策を練っていたといわれている。

なお、このとき藩邸では、主君宗春を家臣が幽閉する「主君押込」がおこなわれたとの見方もある。六月以降宗春が病氣と称して公式の記録から消えてしまうからであるが、八月一五日になってふたたび公の席に姿をみせるようになる。これは行状改善を家臣団側に誓約することによって監禁状態が止められて藩主の地位に復帰したものだという。『元文世説雑録』に「成瀬や竹の腰が、ふたり云合て箇条事を以て出て、山三（宗春のこと）をおし込ふといふたげな、山三がこまってべそかいてあやまった、向後身もちをなをそふと云ふたから、ふたりが誓紙をかゝせて取たと云が、うそらしい事じゃ」とあるのは、あるいは、これに符合しているのかもしれない。そうであるとすれば次に述べる翌年の宗春隠居謹慎処分は、いったん和解が成立したものの、宗春が心底から行状を改めたわけではなく、融和を破るような行動に出たためか、あるいは藩主と家臣は和解したが、將軍としては宗春をそのまま認めておくことはできなかったためにおこなわれたものであろう。

さてこの六月の老中（家老）指令は、さらに続けて、「遊女茶屋女は一切置いてはならぬ、西小路・富士見原・葛町などの建物は早速残らず破却せよ、芝居小屋も一旦すべて残らず取りこわせ、新役所（橘町役所）は指し止めになったのだから、幡野弥兵衛・千村新平にたずねる必要はない」（「夢之跡」）と命じている。この指令は早速、町在に触れられ、遊女らは即刻追い立てられることになった。その点で、宗春の元文元年令よりも一層厳しい処置であった。

なお、実権を掌握した重臣らの命令で、蔵入および給知の百姓に一万五〇〇〇両、名古屋町中および熱田、岐阜に三万五〇〇〇両というかつてない多額の借入金命令ぜられたのは、その年の一〇月のことであった。

第四章 「享元絵巻」の世界

第三節 宗春政治の展開と終熄

2 宗春後期の政治と彼の失脚

隠居謹慎

翌元文四年（一七三九）正月一二日藩の家老が江戸城に呼ばれて、宗春に隠居謹慎が命ぜられることを告げられた。理由は、宗春が身のおこない正しからず、国政ととのわず、士民が困窮していることであるとされた。そしてさらに、吉宗が藩の家老に異見させたこともあり、去年は老中松平乗昌から家老に説諭するように指示したが、いずれも宗春の受け入れるところとならなかったため、今日の処置に至ったものであるとの説明が加えられた。そして翌一三日、松平安芸守吉長ら三人の上使が藩邸に赴き、正式に命令が伝えられた。吉宗は、御三家であり、しかも人気の高い宗春を失脚させるのに、慎重に時期を待った。彼の人気の高さは、前節で述べたように京都の儒者中村三近子が『温知政要輔翼』を著したことからも知られるが、他にもたとえば富士講の元祖とされる食行身禄が『温知政要』を読んで非常に感激し、宗春こそ国の政治をまかせられる人物だと述べた、という話からもうかがわれるように、藩外にも広がっていた。しかも吉宗の享保改革に対しては当時は怨嗟の声が高かったから、これに抵抗する宗春の声望は一層上がり、彼は一般の反吉宗的感情のシンボリック的存在になっていた。このため吉宗としては、改革政治を完遂させるためにも、宗春を失脚させる必要があった。そこで彼は、宗春の政策が行きづまり、財政破綻、借上金賦課などで人气が衰えて来た好機を逃さず、藩の付家老らと結んで、一気に宗春を葬り去ったのである。

その後宗春は名古屋に移され、明和元年（一七六四）六九歳で死去するまでの二五年間、幽閉生活を強いられた。宝暦五年（一七五五）宗春の赦免を幕府に願い出た城下の町人小刀屋藤左衛門は、篠島に流刑となった。宗春が両親や先祖の廟に参詣するために外出することを許されたのは、最晩年の宝暦十一年（一七六一）のことであった。死の前年にあたる宝暦一三年には、八事の興正寺に詣で、住職諦忍から受戒している。しかし、幕府から完全に罪を許されたわけではなく、死後も宗春の墓には金網がかけられ、幕府の謹慎処分が解かれたのは、死後七五年を経た天保一〇年（一八三九）のことであった。

第四章 「享元絵巻」の世界

第三節 宗春政治の展開と終熄

3 宗春政治の再検討

法令からみる宗春の政治

このようにして宗春の政治生命は終わったが、宗春のしたことは一体何だったのだろうか。まず宗春時代に出された法令を検討することによって、彼の政治を考えてみよう。

藩が出す法令には幕府の法令（公儀触）を伝達するものと、藩が独自に発するものがあるが、前者については、宗春の考え方と矛盾しない幕令、たとえば慶長金・新金通用に関する享保二〇年（一七三五）一二月の触などは、もちろん伝達されている。

しかし、宗春が最も批判した幕府の儉約令は、藩内に触れられていない。『名古屋叢書』第三巻に収められている『町触』には、享保一八年四月一九日の法令として菖蒲甲についての儉約令が、同年一二月一日の法令として破魔弓・羽子板・人形などについての儉約令が載せられている。いずれも吉宗がいかにか細かなところにまで儉約を要求したかを示す有名な儉約令である。しかし、実はこの二法令はそれぞれ享保六年四月、享保六年一二月に発せられた幕令であって、享保一八年には発せられていないのである。同じ丑年のことであるので、『町触』が編纂された段階で享保一八年のところに入ってしまったものと思われるのである。したがって実際には継友治下の享保六年に名古屋に触れられた幕令であったと考えられる。

では宗春政権期に幕府が出した儉約令はどうなったか。享保二〇年十一月、幕府は「鎌寸法并同衣服諸道具」などについて一五年前の禁令を再確認する儉約令を出している。しかし、この幕令は名古屋の町触や尾張藩の村触には現在のところ見当たらず、おそらくは尾張藩内には触れられなかったものと思われるのである。この時期は宗春がすでに政策を転換しはじめた時期であるが、それでもなお、儉約令は伝達しなかったのである。

次に幕令でなく藩が発した触をみると、そこには宗春らしい政策が示された法はほとんど見当たらない。わずかに代（大）八車による年貢米などの運搬を許可した（ただし堤や杣橋の上は禁止、享保一六年、元文二年）ことくらいであろうか。むしろ名古屋城内および江戸殿中で足袋を履いてよい期間の法定（享保一七年閏五月）、他所米・他所酒の移入禁止（享保二〇年十一月）、京大坂への諸荷物は古来どおり、濃州烏江（現 岐阜県養老郡養老町）・栗笠（現 養老郡養老町）・舟附（現 養老郡養老町）へ送り、大垣（現 大垣市）に送ってはならないという規定（享保二〇年一二月）など宗春の自由化政策と一致するとはいいいがたい触も出されている。また百姓の、とくに武士に対する無作法を戒める法や、小作人に対し地主への小作料をきちんと納めることを命ずる触、つまり地主小作関係を是認する触も出されている。これらの触は宗春が進んで発した法ではおそらくないであろうが、しかしそれらがすべて宗春の知らないところで、その意志に反して出された法であるとはいいいがたいのではないであろうか。なぜなら、前述元文三年（一七三八）六月のクーデターのとき、重臣らが「今まで（宗春の）御内意を伺っていたが、今後はその必要はない」と指示していて、政治に関して宗春の「御内意」を伺うのが例であったことがうかがわれるからである。

結局、法令からみた場合、宗春は儉約令については、これを出すことを許さなかったけれども、それ以外については、政策転換前においても、基本法たる「条々」などを除けば、藩の重臣らが打ち出す方針に、おおむね妥協していたのではないかと思われるのである。

第四章 「享元絵巻」の世界

第三節 宗春政治の展開と終熄

2 宗春後期の政治と彼の失脚

経済発展と宗春

宗春は名古屋が大都市として発展する基礎を築いた人であるといわれている。すでに天保年間（一八三〇～四三）、前に述べた一東理助の上書は、宗春のおかげで名古屋の繁華がもたらされたとしている。では、宗春は名古屋が一大商工業都市として発展するために、どのようなことをしたのであろうか。宗春がしたことは、名古屋の経済的発展にどの程度寄与したのであろうか。

まず宗春がおこなった政策のうちで、名古屋の経済的発展に役立ったと思われるものとして次の四つを挙げることができる。

第一は、みずから率先して華やかな消費生活をおこなうとともに、芝居・おどり・遊廓などを奨励して人々にも消費を勧め、消費景気をあおったことである。

第二は、営業の自由をかなり大幅に認めた（法令のところで述べたように必ずしも徹底的であったとはいえないが）ことである。芝居・見世物などの諸興行、飲食店、遊廓などの営業を認めたことはもちろんであるが、それ以外の商業についても、やはり大幅に営業の自由を認めたものと思われる。それは継友時代に二度も名古屋に進出を企てた江戸の越後屋が、地元商人の排斥運動を継友が支持したために、二度とも敗退せざるを得なかったのに対し、宗春時代に名古屋で呉服商を営むようになった京都の大丸屋と近江の松前屋は、地元商人の反対があったにもかかわらず、ついに敗退することがなかったことからもうかがわれよう。この大丸屋と松前屋の進出は、地元呉服商にとっては脅威であったので、水口屋小川伝兵衛らが、その排斥を町奉行所に願い出た。水口屋文書には元文四年（一七三九）一〇月、すなわち宗春が失脚して間もないころの願書が残されている。それによると、水口屋らは一〇年来これを嘆願してきたにもかかわらず、藩は取り上げてくれなかったという。一〇年といえば継友末期と宗春の全期にあたる。宗春政権は他国商人にも営業の自由を認め、これを排除しなかったのである。なお、後年名古屋商人の首座「三人衆」の一員といわれるようになる内田家も、他国からではないが、知多郡の内海（現 知多郡南知多町）から、宗春時代に名古屋に進出してきて米穀商を営んだ者であった。

第三に挙げられるのは市の開設である。享保一〇年代には、尾張藩領の美濃尾張各地に在郷市が次々と免許されるのであるが、継友時代の享保一一年（一七二六）から一五年までの五年間に一宮（現 一宮市）の三八市など六カ所の市が許可されたのに対し、宗春時代の享保一六年から一七年の二年間に、中島郡起（現 尾西市）など一カ所に及ぶ市の開設が認可されているのである。地方の在郷市は、農村における商品生産の発達に対応し、これをさらに促進させるものであるが、宗春は自分が藩主になる数年前から始まっていた市開設認可の方向を、さらに積極的に押し進めたものといえよう。そしてそのことは、藩領農村の商品経済の発展を促進するものであったとみてよいであろう。そして後背地のこのような経済的発展は、名古屋の経済的地位をも高め、名古屋は中部地方一帯の経済的拠点としての地位をゆるぎないものとしたのである。

第四は、商人との接触を深めるとともに名古屋における商人勢力の新旧交替にかかわったことである。名古屋の商人は、藩政初期には、たとえば藩の呉服所をつとめた茶屋中島氏のように、藩から扶持を受けるなどの特権を与えられていた特権的商人が指導的中心勢力であった。ところが元禄中頃から元文初年にかけて、藩財政の窮乏を救うために藩が調達金を募るようになり、これに応募した新興商人が藩権力と結び付き、指導的地位につくようになってゆく。このような指導的勢力の新旧交代が完成するのが宗春期であったとされている。

茶屋中島家は商人であると同時に武士としての身分も有しており、藩主に近く仕えて御側御用をつとめるという役割を負っていた。このため「尾州茶屋日記」によると、当主もしくは嫡子が宗春のもとに出仕し、宗春が大野、定光寺、小牧、犬山、入鹿などに巡行する際に供をし、その世話をしたほか、享保一六年、一七年には嫡子長曾（当主は京都にいたため）が頻繁に宗春のもとに夜詰をおこなっている。ところがその後は、出仕はしているものの夜詰の記事は見当たらなくなってしまうのである。しかも享保二〇

年以降は、今まで茶屋が藩から受けてきた扶助である木曾三カ村板子代の支給が藩財政窮乏を理由に滞ってしまう。茶屋の方は当時経営が悪化してきており、元文二年四月には扶助の増額を願い出る、というありさまであった。

そして、これと呼応するかのように「夢之跡」には、享保二〇年に、岐阜屋喜左衛門、播磨屋十兵衛、鞆師又兵衛といった、旧来の名家ではない町人が「御意に入、所々御成二も罷出、御夜詰二も勤仕」するようになったと記されるのである（彼らは、その後有力商人に成長することはなかったが、旧来の大商人ではなかったという点で、やはり新しい商人であったといえる）。そして茶屋の独占であった尾張徳川家の呉服御用すら、元文四年一二月の「尾州茶屋日記」に、「近年、由緒のない呉服屋どもがお召服を調達し、茶屋の御用がなくなった」と記されるようになってしまう。宗春時代に、呉服御用に関する茶屋の独占が破られたと考えてよいであろう。宗春の自由化政策の一つのあらわれであり、宗春は新興商人を積極的に取り立てたものと思われる。

町人の調達金（上納金）上納は元禄一〇年（一六九七）にもおこなわれており、宗春時代だけのものではない。宗春時代の調達金の全貌は不明であるが、水口屋小川伝兵衛は、元文元年一〇月に古金一〇両、宗春が政治の実権を奪われてからの同三年七月に金五両、一二月に金九両三分銀七分五厘を上納している。また萱津屋近藤氏は享保一六年に金二〇〇両、元文元年一〇月に金一〇〇両（町名にて上納）、三年六月に金五二両（同上）、一二月に金一二両を上納したことが確認される。宗春期には藩財政が悪化したから、調達金も今まで以上に多くなったことであろう。

いずれにせよ宗春は新興商人との結び付きを強め、結果として名古屋商人の新旧交代を促進する役割を果たすことになったと考えてよいと思われる。宗春治下の名古屋の経済的發展を支えたのは、主としてこれらの新興商人であった。

なお、宗春は町人との接触を密にした藩主であった。「夢之跡」には、宗春が山形屋善兵衛宅に「御成」になったことや、前津にある和泉屋権左衛門の下屋敷を借り上げて逗留し、夏座敷の風景を楽しんだことが記録されているし、享保一六年の犬山巡見に際しては、犬山の町人神戸氏に御召舟の用意、家臣の宿泊などの世話をさせたことが、同家の「覚書」に記されている。

経済発展とのかかわりで宗春がおこなったことは、この四点であった。その中には従来の政策を引きついでさらにこれを推進したものもあり、宗春独自の政策は、消費による景気の刺激と、自由化政策が中心であったと考えてよい。

次に宗春がしなかったこと、あるいはできなかったことを考えてみよう。まず第一に、現存の史料でみるかぎりでは、積極的に産業を育成するといった政策はとっていないようである。第二に、商人との結び付きを強めたとはいっても、商人に対する賦課としては一時的な調達金を課するという従来からの政策を受け継いだけで、商人から新しく経常的に税を取り立てるということはしていない。おもな課税対象は従来どおり村であり、商人の利益を確実に藩が吸い上げて藩の財源にするというシステムを作り上げることはできなかった。なお、村に対して宗春がどのような姿勢で臨んだのかは、あまり詳しくはわからない。ただ、ほぼ宗春期に相当する享保一六年から元文五年までの一〇年間の蔵入地平均取米率は三〇・九八パーセントで、その前の一〇年間の平均三四・五一パーセントより若干低い。もっとも宗春失脚後、取米率は若干上昇するものの、宝暦年間（一七五一～六三）以降、さらに低下して行く。したがって、宗春時代の取米率低下が、宗春の政策に基づくものであるとは断言できないが宗春の慈の政治への志向と全く無関係であったともいえないであろう。

結局宗春の経済政策の特徴は、みずから率先して浪費し、芝居や遊廓を盛んにするなどして消費景気をあおったことと、商業に関する禁止・束縛をできるかぎり取りはずしたことにあったといえる。彼の政策は効を奏し、各地の物や人を名古屋に集め、名古屋に経済的發展をもたらすことができた。しかしそれは、二つの好条件に恵まれたからであった。すなわち一つには、名古屋近郊では商業的農業の展開がすでに進んでおり、名古屋の町が商業的発展の途上にあったこと、もう一つには、享保改革のさなかで、尾張藩領以外の土地は緊縮政策による不況にあえいでいたため、その中でたった一つ灯のともったような名古屋に、人も物も集まりやすかったということである。

天明三年（一七八三）に泥江隠士なる人物が著わした『手杵』という書がある。尾張の人々の生活文化が、「昔」すなわち元禄・享保期（一六八八～一七三五）と、「今」す

なわち安永・天明（一七七二～八八）期とで、天と地ほどの違いがあることを、衣食住それぞれについて具体的に述べたものである。そこでは、そのようなめざましい発展が、百姓衆が商いをするようになったこと、つまり農民が商品生産・商品流通に参加するようになり、貨幣経済が浸透するようになったことと関連するものとしてとらえられている。

このような元禄・享保期から安永・天明期への発展が、もっぱら宗春の政策のおかげだとみることは行き過ぎであろう。農民の商品生産と貨幣経済の浸透が、一方で貧しい小作農を生み出しながらも、他面では庶民の暮らしを豊かに、別の言葉でいえば贅沢にし、生活文化の向上をもたらしたということは、尾張藩にかぎらず全国的にみられたことである。まして名古屋近郊は、生産力の高い農村地帯であったから、商業的農業の進展は、宗春の存在がなかったとしても、当然みられたことであろう。それに宗春退隠後、安永・天明期までには三、四〇年もあるのであって、その間の藩の政策も考慮に入れなければならない。しかしながら宗春の出現が、このようなその後の発展の、大きな原動力となったことは認められてよいであろう。つまり名古屋や近郊の経済的発展は宗春の失脚によって完全に消滅してしまうのではなく、『手杵』が示すように、その後さらに大きな発展につながっていったのである。

第四章 「享元絵巻」の世界

第三節 宗春政治の展開と終熄

2 宗春後期の政治と彼の失脚

宗春への評価

宗春については当時から、一方で名君と持ち上げる者もあれば、藩を破綻の危機におとし入れた暗君とみる人もあった。

たしかに継友時代の享保一三年（一七二八）に金一万三三七二両、米二万七八一五石余の余剰があったといわれる黒字の藩財政を受け継ぎながら、これを消費しつくしたばかりか、隠居前年の元文三年（一七三八）には、金七万四六〇七両・米三万六四八九石余という巨額の累積赤字を抱え、赤字補填のために領民に多額の借上金を命じて庶民の暮らしを圧迫することになったこと、人々に楽しみを与えるためと称して遊廓を開業させ、風俗の頹廃を招いたこと、しかもこれを途中から撤廃して大きな混乱を招いたことなどは、政治家としての宗春の失敗といわなければならない。ただ、名古屋の町の経済的發展のためには、よい条件に恵まれたこともあって、宗春はかなり大きな寄与をしたといっていよいであろう。そして名古屋の経済的發展は、下層の細民にも就労の機会を増加させ、彼らの暮らしを潤す面があったと思われる。もちろん一方では商人の新旧交代の波を受けて没落した商人もあり、遊蕩に溺れて身を破滅させる者もあった。他方また、芝居や芸能の奨励が、芸処名古屋の基礎となったことも認めてよいであろう。

一方、宗春には、実際に彼がおこなった政治とは別に、彼の考え方がいし思想についてもみるべき面があると思われる。一つは享保改革への批判である。とくに俵約・緊縮財政への批判は、『山下幸内上書』にも共通するものがあるが、吉宗の俵約政策の本質を衝いた鋭い批判であり、これが幸内のような一介の浪人ではなく、御三家という立場にある大大名によってなされた点で、一般への影響も大きかった。また法規過多に対する批判も、一面では鋭い批判であった。商品経済が進み複雑化した社会にあって、犯罪や訴訟が増加してゆく中で、統一的な裁判基準を設定し、法を整備することは、時代の要請であるにもかかわらず、宗春はこの点を充分理解していなかったと思われる。その点で彼には時代錯誤的な面があったが、しかし法の整備が過剰な法令の制定・公布という傾向におちいりがちな面も確かに存した。宗春が批判したのはその面だったのである。

二つ目は彼の一種独特な人権思想である。『温知政要』などにみられる、人間の個性、人間性、人命を尊重する彼の考え方は、時代に先駆けたすぐれた思想であったといえる。中でも「たとへば千万人の中に一人あやまり刑しても、天理に背き、第一国持の大なる恥なり」、「たとひ千金をのべたる物にても、かろき人間壱人の命にはかへがたし」という言葉は、当時の人々を感激させ、それを読む現代の我々にも驚きと感動を与えずにはおかない。ただし残念なことに彼の人権尊重の思想は、彼の施政の中で充分に実行されたとはいいがたかった。その治世の八年余りの間、彼はその信念に従って、一人も死刑に処することがなかったのであるが、永年犯罪人を牢に放置する結果となり、彼の失脚後、それらの者の多くが処刑されるという結果を招いてしまったのであり、彼のすぐれた思想も、現実の政治の上に充分生かされることはなかった。このため現実面をみれば「時に江戸では、將軍吉宗の改革が進行しつつあったが、宗春一代の、非享保時代的藩政は、名古屋藩刑法史の發展を中断、頓挫せしめた観がある」（平松義郎「名古屋藩の追放刑」）との見方も成り立つ。しかしそれとは別に、彼の思想は高く評価されてよいのではないであろうか。また『御側風説書』や『御咄書』にみられる、人間の本能ないし人間性の是認や遊びの価値の公認も、遊廓との結びつきを切り離して、それ自体をみれば、時代に先駆けた一つの見識であったといえよう。

このように宗春は功罪両面を有する藩主であったが、きわめてユニークで興味深い人物であったことは、間違いのないであろう。